

## 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない養護老人ホームの要件)

第1条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第15号。以下「条例」という。）第9条第2項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 当該養護老人ホームの建物が、スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 当該養護老人ホームにおいて非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能であること。
- (3) 当該養護老人ホームの建物が避難口の増設、入所者の搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により入所者の円滑な避難が可能な構造であり、かつ、当該養護老人ホームにおいて避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能であること。

(感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順)

第2条 条例第23条第2項第4号に規定する規則で定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順は、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年厚生労働省告示第268号）に定める手順とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。